市・県民税の特別徴収



Q

自分で納付する普通徴収から給料天引きの特別徴収に変更する 場合に、個人で何か手続きは必要ですか。



書類を書いていただくなど、従業員の方が個別に手続きをする必要はありません。特別徴収に変更する場合は、勤務先の事業所から市へ届け出の書類を提出していただくだけになりますので、特別徴収を希望される場合は勤務先にお申し出いただければ結構です。

Q

住んでいる町の納税組合に加入している場合に、二重に徴収される心配はありませんか。



納税組合に加入している場合でも、特別徴収に変更された場合は特別徴収の 方が優先されますので、納税組合を脱退しなくても自動的に納税組合からの徴 収は止まります。

また、納税組合に加入したままで特別徴収されている方が、退職などにより 特別徴収から普通徴収に変更になった場合には、自動的に納税組合から徴収さ れることになります。

なお、特別徴収への変更などで納税組合へ届け出をする必要はありません。

Q

毎月の給料以外のボーナスなどからも徴収されますか。



特別徴収は、市・県民税の1年間の税額を6月から翌年5月までの12回に分割して徴収する制度ですので、毎月の給料以外のボーナスなどから徴収されることはありません。※年税額が4,500円以内の場合は6月に1年分を一括で徴収することになります。

Q

特別徴収の対象にならないのは、どんな場合ですか。



次のような場合は特別徴収できませんので、ご自身で納付していただくこと になります。

- ・他から支給される給与から市・県民税が引かれている。
- ・退職者など、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。
- ・給与の毎月支給額が少なく、市・県民税を特別徴収しきれない。
- ・給与が毎月支給されない。